学校問題解決緊急支援事業

学校支援アドバイザーの設置

対応支援

・実践事例・対応マニュアルの作成
・教員研修の実施

・理不尽要求等の学校問題に関して教員の相談窓口を開設

学校支援アドバイザー（退職教員）を配置し、教員の相談に対応

総合教育センター

支援 ①

相談 ②

助言 ③

府立学校

必要に応じ本庁とも連携

対応

学校 **学校** **学校**

市町村教育委員会

各市町村で学校支援体制を構築

対応

相談派遣 ④

学校に派遣

連携

理不尽な要求等

理不尽な要求等に対応するため、専門家による相談と派遣

・弁護士
・精神科医
・スクールカウンセラー
ほか

学校危機管理体制の検討

成果課題

検討委員会の設置

委員構成

・学識経験者（大学教授等）
・精神科医
・スクールカウンセラー
・学校関係者
（校長，生徒指導担当，養護教諭）
・保護者代表
・知事部局
（精神保健福祉センター）
・警察ＯＢ
・弁護士　など

検討内容

・危機管理体制について
・心のケアの在り方について
・派遣基準について
etc

成果課題

重大事案時

学校の重大事案時に専門家を派遣
・スクールカウンセラー
・警察OB　ほか

資料－25－1